

反則金に関する規程

第1条〔目的〕

本規程は、B1およびB2リーグ戦における反則ポイントと、それに伴う反則金について定める。

第2条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

(1) B1およびB2リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が、それぞれ31ポイントを超えた場合、当該Bクラブに対し、以下のとおり反則金を科すものとする。

① B1 : 31ポイント以上40ポイント以下	20万円
41ポイント以上50ポイント以下	40万円
51ポイント以上60ポイント以下	60万円
61ポイント以上70ポイント以下	80万円
71ポイント以上80ポイント以下	100万円
81ポイント以上	150万円
② B2 : 31ポイント以上40ポイント以下	20万円
41ポイント以上50ポイント以下	40万円
51ポイント以上60ポイント以下	60万円
61ポイント以上70ポイント以下	80万円
71ポイント以上	100万円

(2) 前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって徴収する。

第3条〔反則ポイントの計算方法〕

(1) 前条の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合において5回のプレイヤー・ファウルによる退場は除く）、テクニカル・ファウルおよびアンスポーツマンライク・ファウル1回につき1ポイント、出場停止試合1試合につき3ポイントとして計算する。なお、同一試合においてテクニカル・ファウルおよびアンスポーツマンライク・ファウル2回により退場した場合は、退場による3ポイントのみを計算する。

(2) 前項にかかわらず、試合の第1および第3クォーターそれぞれにおいて、チームの責めに帰すべき事由により試合開始時刻に遅れた場合には、前項に定めるポイントのほか試合開始遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする。

(3) 試合開始時刻に遅れた理由（両クラブまたはいずれかのクラブに責めがある

か) および遅れた分数については、ゲームディレクター報告書に基づき算出することとする。遅れた理由および分数について疑義が生じた場合はチェアマンの決定を最終とする。

- (4) 前各項の反則ポイントは、原則減算しないものとする。ただし、理事会が認めた場合に限り、減算することがある。

第4条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第5条〔施行〕

本規程は、平成28年6月1日から施行する。

〔改正〕

平成29年7月12日